

桑名北高等学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを指します。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものです。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を尊重したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

- ・ 本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止条例」、「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定めます。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の生徒を守り通すとともに、加害側の生徒には適切かつ毅然とした指導を行います。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力を努めます。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、主幹教諭、教務総務主任、生徒指導主事、いじめ対策担当、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、人権教育推進係とします。その他必要に応じて、学級担任、特別支援教育コーディネーター、心理や福祉に関する外部の専門家等を加えることとします。

また、校長の指示のもと、構成員を限定したり、関係職員及び関係機関等を加えたりするものとします。

(2) いじめ防止委員会の役割

- ア 本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信
- イ いじめ防止対策年間指導計画の策定と取組評価
- ウ 教育相談及びいじめアンケートや学校生活アンケートの実施と結果集約
- エ いじめの認知及び解消に必要と考えられる調査や対応
- オ いじめを取り扱った教職員に対する研修等の定期的な計画・実施

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定めます。

別紙1 校内指導体制

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定めます。

別紙2 チェックリスト

5 未然防止及び早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていくため、年間の指導計画を別に定めます。

別紙3 年間指導計画

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認及び認知を行い、解消及び再発防止に向けて迅速に対応します。発生から解消及び再発防止に至るまでの組織的対応については、別に定めます。

別紙4 組織的対応

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指します。具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断します。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指します。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断します。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと見て、校長の判断のもと適切に対応します。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたります。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応します。

8 その他留意事項

本方針は、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行います。見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるよう留意します。

また、家庭や地域と連携を図るためにも、本方針はホームページで公開するとともに、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会に情報発信していきます。